

令和5年第3回大玉村議会定例会会議録

第6日 令和5年6月20日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	後藤 隆	健康福祉課長	安田 春好
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第45号 大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第47号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第48号 平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第 5 0 号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 議案第 5 2 号 令和 5 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 5 3 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 5 4 号 令和 5 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 5 5 号 令和 5 年度大玉村水道事業会計補正予算について
- 議案第 5 6 号 大玉村農業委員会委員の任命について
- 委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決
- 請願第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書
- 閉会中の継続調査申出について
- (1) 議会運営委員会
- 追加議案審議
- 議員発議第 3 号 大玉村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議員発議第 4 号 大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 議員発議第 5 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について
- 議員発議第 6 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

#### 一般質問者目次

- |    |       |         |          |
|----|-------|---------|----------|
| 1. | 8 番   | 武 田 悦 子 | P. 8 5 ~ |
| 2. | 1 0 番 | 須 藤 軍 蔵 | P. 9 6 ~ |

## 会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますのでご承知願います。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、傍聴に渡辺左内さんほか、1名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

8番武田悦子君より通告がありました「子育て応援施策のさらなる充実について」ほか2件の質問を許します。8番。

○8番（武田悦子） おはようございます。

8番武田悦子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました3件について、一般質問を行います。

最初の質問は、子育て応援政策のさらなる充実についてです。

大玉村は、長年子育て支援に力を注いできました。この取り組みは他の自治体から先進的な取り組みとして高い評価も受けてきました。

また、今年5月に発表された子どもの数が占める割合でも福島県内で1位となりました。子どもの出生数が伸びていない中、子どもの割合が増えているというのは、子育て世帯が大玉村を選んで転入してくるということです。村内あちこちで住宅造成が行われていることにも表れています。

しかし、国全体で見れば出生数は大きく減少しています。2015年に100万人を越えていた出生数が、昨年2022年には77万人とすごい勢いで減少しています。

これらを受け、自民党も異次元の少子化対策という言葉を使い、子育て支援に力を注ごうとしています。しかしながら、国の支援策はすぐにというわけにはいきません。

自民党の茂木幹事長が、3月二本松に来た際には、小中学校給食無償化を実現したいとの考えを示しましたが、こども未来戦略会議で示されている方針の中では給食費の無償化は示されていません。

ここ数年、全国的に給食費の無償化軽減策を行っている自治体が増えています。

県内でもこの分野は大きく前進し、郡山市も無償化に踏み切りました。給食費の負担が保護者にとってどれだけ大きいかが広がっていることの表れだと思っています。子育て支援の大きな鍵を握るのが給食費の無償化だとも思っています。

大玉村では、5割軽減に加え食材費の高騰分も助成していますが、今こそ思い切って無償化にかじを切るときではないでしょうか。

さらに、子育て応援を村政の柱にしている大玉村から大きな声を上げ、国を動かす力にしていくべきではないかと思えます。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8番議員さんにお答えいたします。

学校給食費の補助につきましては、引き続き5割補助と非課税世帯に対する全額補助を継続してまいりたいというふうに考えております。

また、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、食品等の物価高騰により、学校給食1人1食当たり30円の値上げが必要となることから、この物価高騰分に係る保護者負担分は全額を補助させていただきたいと考えております。

ご質問の中にもありましたけれども、学校給食費の完全無償化について、国政レベルでも検討が進められ始めているというふうに認識しておりまして、ぜひその実現に大いに期待をしたいというふうに考えているところであります。

本村におきましては、そうした今後の情勢を注視しつつ、さらに給食センターを同じくする本宮市との関係性、また本村の財政状況などよく勘案しながら、段階的に補助の割合は検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。

本宮市も今年度から5割補助ということになったわけで、それぞれの自治体、この問題にかなり深く取り組んでいることの表れだなというふうに思っているところです。

そして、これまでの各自治体の取り組みが戦略会議の中で示されなかったとはいえ、茂木幹事長の言葉にも表れたように、給食費の無償化ということを進めていかなくてはならないというふうに、国自体も考え始めているなというふうに感じているわけですから、この部分をもっと大きく、国に声をどうやって届けるのかという部分が、まさに今必要だと思っています。いろんな形で、それぞれの自治体が声を上げることで国を動かす、そういう力になっていくのではないかと思えますが、この点について村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えします。

おっしゃるとおり、国のほうで給食費を無償化というのがメニューに出そうな雰囲気でしたので大いに期待をしたところですが、今回の具体的なものには載っていないということは財政負担が非常に予想以上に大きいと、試算の結果なのかなということですが、今言われたように、あらゆる機会を使って給食費、これこそ国の政策として取り上げてほしいということで強力に進めてまいりたいというふうに考えております。

村の給食費の考え方については、今ほど教育長が述べましたように、やはりかなり大きな財源を要します。保育料の無料化と、それから今度は誰でも入れるという政策

が出てまいりますと、財源の確保がまた非常に厳しい部分がありますので、その辺も総合的に1年程度時間をかけて検討して、結論を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ぜひとも検討いただいて、最終的には無償化、そこまで進んでいただきたい。もちろん、国が無償化をしてくれるということが一番でございますが、当面できないのであれば、村がどうかしていただきたいというのが保護者の皆さんの願いでもありますので、よろしく願いをいたします。

次に、子育て世帯の負担軽減を目的としたおむつの無料配布事業について伺います。この事業に取り組んでいるのが兵庫県明石市です。

明石市では、ゼロ歳児の見守り訪問事業として、生後3か月から満1歳の誕生月まで、おむつ定期便という事業を行っています。毎月3,000円相当の紙おむつなどの赤ちゃん用品を届け、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て経験のある配達員が育児の悩みを聞いたり、様々な情報を届けたりしています。おむつなどの経済的な部分の負担軽減はもちろんでありますが、子育ての悩みを誰に相談していいのか不安の中1人で頑張っている親御さんにとって気軽に相談できる人がいることが、安心につながります。

村にも、子育て世代包括支援センターなど相談できる機関はありますが、自分からアプローチしなければならないのは敷居が高いものだと思います。毎月来てくれる人だからこそ、気軽に相談することができるということもあります。子育てで悩みを持つ皆さんは、このくらいはと我慢しがちです。家にいると情報にも疎くなります。来てくれるのを待つだけではなく、こちらから出向くことが必要になってくるのではないかと考えています。

他の自治体での取り組みなどを調査研究し、大玉村でもこれらの事業を行うことはできないか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

子育て世代の経済的、精神的支援のさらなる充実のために、全国的な様々な先進事例、それを調査研究させていただきまして、村の実情に合った支援策というのを検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） もちろん今すぐできるというふうには思っておりませんが、やはり大玉村を選んで大玉村に住んでいただいている皆さん、さらには子育てに悩みを抱えている皆さん、多いと思うんです。

いろいろな機関で相談は受け付けておりますが、相談に行かなければならないというその第一歩がなかなか難しいというのが実情ではないかというふうに思っております。

来るのを待っているのではなくて、こちらから、いわゆる御用聞きのような形で何かありますか、今月はどうですか、そのような声かけというのが今大切なのかなというふうに思っています。家庭における虐待事例、様々報道もあります。そんな中で、そういうことを前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っています。ぜひお願いをしたいところです。

次に、保育所について伺います。

子どもを育てながら働くためには保育所は欠かせません。安心して子どもを預けることができる場所は大切であります。

一方、保育所での虐待事案が起き、全国の保育所を対象に行われた実態調査で、不適切な保育があったとの報道がありました。

県内では4件、そのうち2件が大玉村との報道に大変驚いたところです。その後の議会への説明や保護者への説明会なども行われ、ある程度の理解をしてみられました。あった事実をしっかりと受け止めることで、今後の保育現場をさらによりよいものにしていけないのではないかと感じているところです。

では、保育現場に課題はないのか。保育士の配置基準、ゼロ歳児3人に保育士が1人、1、2歳児が6人に1人となっています。配置基準は1948年から定められており、2020年以降は変わっていません。社会情勢や働き方、働き方も大きく変わっているにもかかわらずです。大玉村保育所では、これらの部分に課題はないのでしょうか。こども未来戦略会議の方針の中では、保育士の配置基準の見直しに触れています。

さらには、先ほど村長からもありましたように、こども誰でも通園制度というものも打ち出されております。保護者の就労にかかわらず保育所を利用できるこの制度が始まれば、保護者は安心が増えますが、さらに保育士が不足することは明らかです。早い段階から保育士確保に取り組むべきではないかと思えます。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 不適切保育、その他勤務状況については担当のほうから答弁させますが、まず保育士の確保の、今お話がありました。あと二、三年ですかね、3年ぐらいですかね、誰でも入れると。施設はどうするんだと。

今もう121名入っておりますので、ゼロ歳児が入れば増築、ほとんど半分ぐらいの施設は新たにつくらないと収容できないと。

施設のことも何事も触れない。保育士の確保についても何事も触れない。ただ、誰でも入れるようにしますと。

私から言わせると、非常に申し訳ありませんが、これほど無責任な話はないだろうと。ただ、国のほうでは、自治体が準備をするための余裕の時間は取りますと言っていますが、限りなく不安があります。財源的な問題も含めて。

ですから、設備をつくらなきゃいけない、建築しなきゃならない、それでなくても足りない保育士をどうやって確保するのかというようなことがございますので、もう少し詳細が早期に出るだろうというふうに期待をしておりますので、現時点では何と

も言えませんが、そういう不安が多分、全国の自治体持ったんじゃないかというふう  
に感じております。

ただ、必要性は当然感じておりますので、そういうことになれば、当然村としても  
しっかりとした対応はしなければいけないというふうには考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

課題というところで、現在の保育所の勤務体制というところで申し上げたいと思  
います。

朝7時から夜7時まで勤務時間をずらしながら6パターンのシフトで運用している  
ところです。人数的な配置基準というのを満たしておりますが、年次休暇や夏季休暇  
など、休暇の取得によっては足りない時間は超過勤務での対応というふうになってご  
ざいます。

今後とも、過重労働や偏りが生じることのないように配慮しながら、社会福祉協議  
会と連携しながら、職員が休暇を取得しやすい、落ち着いて子育てができるような環  
境づくりに努めてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 保育所の先生方が本当に大変な思いをして、細切れのようなシフト  
の中で、子どもたちを保育しているその実態は十分理解しております。ですので、も  
う少しゆとりのある環境で仕事をさせてあげたいなというふうに思って、今回の質問  
をしているところです。

さらには、この相談、援助の問題、さきの質問でも述べましたけれども、これは保  
育所でも同じであります。

保護者が相談をする、気軽に相談できる場所に、今保育所がなっているのかどうか。  
先生があんまりにも忙し過ぎて、何か相談してもそれがきちんと保護者の思いが先生  
に伝わっているのかどうか、そういう部分に多少なりとも不安を感じている部分もあ  
ります。

我が家でも孫がお世話になっていたのですが、先生方の大変さもよく十分理解してい  
るつもりです。その上で申し上げるわけですが、保育士の先生方、子どもの対応だけ  
ではなくて、様々な行事の準備であるとか、そのほか煩雑な事務作業であるとか、さ  
らには施設の管理、そういう部分も保育士の先生方が行わなければならない。そう  
いう実態の中で、やはり保育所の中に、もう少し人員を配置すべきではないかとい  
うふうに思います。何ととっても、ゆとりある環境の中で働いていないと、先生方  
自身が、このきゅうきゅうとした中では保護者の安心につながるような保育、さら  
には相談援助活動、そういうのが難しくなる実態があるのではないかなというふう  
に思うところです。

ぜひとも職員の増員をお願いしたいところですが、これらについて考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 8番議員さんにお答えいたします。

この保育所、公私連携保育所として、今年が3年目というような形で現在運営しております。

先ほど議員さん述べられましたゼロ歳児で3人に1人、1、2歳児で6人に1人、それぞれ保育士が必要だということではありますが、この保育士、先ほど部長の話にありましたように、6パターンの中で朝7時から夜7時まで見るというような形で、かなりパターンが複雑に絡んでいるということがございます。12時間保育でございますから、1人というようなわけにはいきません。やはりその中には1.5人とか、そういう形の保育士の数が必要になってきます。その中で、この現行の基準、確かに古い基準ではございますけれども、この基準は何とか満たしているというような状況でございます。

ただ、今、国のほうでは新しい基準を設けるべきだというような話もございまして、その辺におきましても、これから対応せざるを得ないのかなというふうに思っております。

保護者の相談する機会、現在お便り程度のものしかできませんけれども、あとは保護者とのそういう懇談する場、これまでの3年間コロナ等でそういう機会もなかなか設けられなかった。こういうものについては、これから適宜設けていきたいというふうに考えております。

それから、不適切な保育、これについてもやっぱりなかなか入り組んだパターンの中での職員が、保育士が、いろんな雑務も含めた形で忙殺された中での出来事なのかなど。一面、そういうふう一面もあると思いますので、この辺についても保育士の資質の向上、それからそういう風通しのいい職場環境、これらに向けても対応してまいりたいと思っております。

そして、環境、施設の管理、この前は保護者の皆様によって芝生の植付け作業を行っていただきました。また次の日、ボランティアの皆様方から所庭の草刈りと芝生の草刈りとやっていたような報告もいただいております。これらについても、社会福祉協議会全体の中で、もう少し考えていきたいというふうに思っております。また、そういう保護者を含めたボランティア、こういう活用もこれから引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） もちろんボランティアの皆さんにご協力いただくのは大変ありがたいことでもありますし、そういう組織を社会福祉協議会の中でしっかりとつくっていくことも必要だというふうにも認識しております。

しかしながら、通常の業務の中で大変な思い、今基準のお話もありました。こども未来戦略会議の中では1、2歳6人に1人を、5人に1人にするなどという話もありますが、それでも現場を見せていただくと、今、本当にいろいろ手のかかる子どもた

ちも多い。1人の先生がそこにかかりつきりなれば、ほかの先生が残った子どもたちを見なくてはならない。そういう実態もあります。

そんな中で、やはりもう少しゆとりのある人員配置というのが望ましいのではないか。先生方の大変さばかりではなくて、保護者の皆さんの安心にもその部分が大きくつながるのではないかと考えております。ぜひとも実現していただきたい。そのように考えて、次の質問に入ります。

障害者福祉の向上についてであります。

障害のある人もない人も共に生きる大玉村条例が制定されて1年となります。

今回の補正予算に人工内耳への補助が計上されました。昨年6月の一般質問で取り上げた課題ですので、実現したことは大変よかったと思っています。

この事例以外に、具体的な取組が行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

昨年6月の条例制定以降、村長はじめ担当職員と障害福祉事業者との懇談会を開催しまして、大玉アグリパーク構想の中で実施を目指す農福連携についての意見交換というのを行いました。

また、村の振興公社におきましては、障害者と農家をつなぐ取組を進めるなど、住民と障害者の共生社会の実現に向けて取り組んでいるといったところでございます。

さらには、今般の補正予算のほうに計上させていただいてございますが、重度難聴の障害をお持ちのお子さんの保護者と懇談を行いまして、高額となる耳に埋め込んで使用する人工内耳体外機やそれに必要な充電電池等の購入費助成制度を設けるなど、引き続き障害のある方も安心して暮らせる環境整備に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 条例が制定されて1年でございますので、そんなに次々と具体策が打ち出されているというふうには考えてはおりませんが、まず、この障害を持つ皆さんが求めること、まずは自分たちの障害、それを理解してもらいたい。

先日、障害を持つ方とお会いしていろいろお話をさせていただきました。

やはり、それぞれ障害の特性というものがございまして、それぞれの障害を皆さんに分かっていただきたい。その上で、合理的配慮というのがどういうものなのか理解をしていただきたい。そういう思いを皆さん持っていらっしゃるんですね。

福島県では、ふくしま共生サポーター養成講座というのを行っております。障害の理解であるとか、合理的配慮というのはどういうものなのかという学びの講座であります。これは県内であればどこでも開催することができるというふうに県のホームページに出ております。

大玉村でも、ぜひこのような講座を開催し、障害への理解を深めるとともに、障害への偏見、差別をなくす取り組み、これを進めるべきだと思っています。考えを伺

います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるように、障害のある方の理解の促進というのは、とても大切なことだというふうに思っております。そういった取り組みについても、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ぜひ、障害をお持ちの皆さんの思いを受け止めていただきたいというふうに思います。

これは村民の皆さん全般的にご理解をいただきたいというふうに思うところではありますが、特に若い皆さん、小学生、中学生の皆さんにも、この部分では理解を深めていただきたい。なかなか身近にいないと理解が深まりませんし、実際にお会いしないと分からないという部分が大変大きいというふうに思っています。

以前、聴覚に障害のある方、手話を学校でできないかというお話をいただいたこともございます。なかなかこのカリキュラムの中で取り入れるのは難しいのかなというふうなこともありましたが、どういう形にしろ、皆さんの中に、子供たちの中に、やはり障害というのはこういうもので、自分たちがこういうことをすれば、みんなも同じく暮らせるんだよというような学習の場をつくれないうふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、子どもたちの小さな段階から、そういった障害について理解したり、共生していくという考え、気持ちを持つということは、とても大事だというふうに思っております。

一方、議員もおっしゃっていただきましたけれども、学校のカリキュラムそのものは、もうばんぱんの状態であるところです。

ですから、場合によっては、何がしか重要度の低いものを整理する中で、その中に新たな取り組みを入れ込んでいくということも考えていきたいなと思います。

ただ、今現在でも、子どもたち、例えば人権作文コンテストの中に出品される作文など読みますと、障害のある方に対しての接し方について考えを巡らせたり、あるいは実際にその方々と関わる経験を持ったりというような子どもたちも数多く見受けられますので、そういった取り組みも並行して大切にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 多くの子どもたちにもいろいろな経験をさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いま

す。

次に、障害を持つ皆さん、障害者総合支援法に基づく様々なサービスを利用されています。

しかしながら、65歳になりますと、介護保険が優先されるということになります。

障害者総合支援法で利用していたほど介護保険ではサービスが利用できない。介護保険に移行すれば自己負担が発生する。そういう現実もございます。65歳を過ぎても障害者総合支援法でのサービスを利用できるのか、制度間ではどのような調整が行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

障害福祉サービスを利用されている方が65歳を迎えると、サービス内容や機能から、これまで利用しているサービスに相当する介護保険サービスがある場合には、社会保障制度の保険優先の原則の下、介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けるということになります。介護保険サービスにない障害福祉固有のサービスは、引き続き利用することが可能ということになってございます。

また、介護保険と同様のサービスであっても、低所得の方で65歳に達する前から長期間、おおむね5年間にわたりまして利用していたサービスについては、利用者負担金を軽減する法改正というのがなされているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 介護保険に相当するサービス以外のものはそのまま使えるという理解でよろしいのかと思えますが、障害を持つ皆さん個々に、本当に違う実態がございますので、個々に応じた対応をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。一律に介護保険に移行ではなくて、障害のほうのサービスを使うとかなり手厚くサービスを受けることができますが、介護保険だと本当に限られたサービスというふうになってしまう場合もありますので、そのあたりを皆さんの実情を把握しながら進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問に入ります。

高齢者福祉の推進について伺います。

日本全体で少子化が急速に進み、高齢化が加速しています。また、2人世帯、単身世帯も増え、高齢者の独り世帯も増えています。

大玉村も例外でなく、老老世帯、独り暮らし世帯が増えているのではないかと思います。誰でもが高齢期を迎えるわけですから、この時期を支える仕組みを、より充実させていくことは大切だと思います。

高齢期を迎え、様々な問題を抱えるということがあります。

特に、経済的な問題は、より深刻な状況を引き起こします。また、足の確保の課題もあります。福祉バスを利用し、二本松方面の病院を受診していた皆さんへは、デマンドタクシーが行かないことから、外出支援が利用できます。

では、デマンドタクシーの運行地域以外に、これまでは自分で通院できていた方が、免許証を返したら外出支援がそのまま使えるのか、使えないのか。これまで自分でできていたことができなくなったら、じゃあどんな支援が必要になるのか。介護保険の認定を受けている方は、デマンドタクシーは無料となっていますが、外出支援は使えなくなります。これも矛盾だと思います。皆さんそれぞれに課題も違えば、必要とする支援も違いますが、実態を把握しないと支援策もつくれません。

まず、生活実態や経済状況など調査し、対策を進めるべきだと思っております。これらについてどのように考えるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

独り暮らしの高齢者または高齢者同士の世帯、そういったところにつきましては、その世帯というのを要支援者名簿ということで、一旦把握はしてございます。

今後は、民生委員さん等々にご協力いただいて、その情報を基に、また個々に問題点等を整理しまして課題解消に向けて検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） そのとおりでございますが、まず課題がどこにあるのか、しっかりと把握していただくことはもちろんですが、先ほど一つの例として挙げましたデマンドタクシー、外出支援の関係、現在は福祉バスを利用していた方で、デマンドが行かない二本松市内の病院の方は外出支援が使えるということではありますが、これがこの先も継続して二本松市内に通院されている方で、今まで自分で行っていたけれども、免許証を返しました、デマンドでは行けませんという方は、新たに外出支援が使える方の対象になるという理解でよろしいんですか。

外出支援の在り方というかそういうものをどのように進めるのか、ここをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

まず、免許証を返された方、独り暮らしなり、高齢者同士の世帯ということであるかと思えます。それ以外の方につきましては、ご家族等のご協力いただければ、それにこしたことはないなというふうにはございます。

さきに申しました高齢者同士、高齢者1人、そういった方につきましては、また今後の状況を見ながら、在り方について検討していきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） デマンドタクシーが始まって3年ですか、これまで自分で運転していましたという方でも、免許証を返されましたという方もいっぱいいらっしゃいます。

ご家族の協力も、毎回毎回ではなかなか言いづらいという部分もございます。皆さん大変な中でお仕事をされているわけですから、村の制度としてそのあたり、現在は家族がいる方でも外出支援は利用できる方いらっしゃいますよね。それと同等な扱いをしていただきたい。明日は我が身でございますので、自分がその立場になったときに使えないというのは大変困ります。私も、本宮の病院、二本松の耕記念に通っているわけではないので、そうなったときに、自分が運転できるうちはいいけれども、できなくなったらどうするんだ。本当にすぐ先の課題でございますので、それを私のみならず多くの皆さんが抱えている課題だと思っておりますので、その辺をより具体的な施策を進めていっていただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、高齢者への補聴器購入補助について伺います。

この問題についても何度か質問しています。

高齢期の特徴として聞こえが悪くなるという実態があります。私自身もテレビの音が高くなりましたし、聞き取れないこともあります。加齢による難聴は40代や50代から始まり、徐々に聞こえにくい音域が広がっていくそうです。聞こえが悪くなれば日常生活に様々な影響が出ますし、コミュニケーションが取りづらくなれば話をしないということになります。さらに進めば、脳の老化を招くことになります。高齢者の難聴は認知症の発症に大きく関わるとも言われています。元気な高齢期を過ごすためには、聞こえるということがとても重要です。

補聴器の購入を支援する自治体も増えていきます。二本松市や西郷村でも今年から補助事業が始まりました。大玉村でもこの制度をつくるべきと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるように、高齢者の補聴器の購入助成につきましては、二本松市が非課税世帯の方を対象に3万円を上限に実施しているというのを聞き及んでおります。

今後、実態の把握に努めながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） おっしゃるとおり、二本松市は非課税世帯3万円を上限に1回の購入のみ対象というふうに聞いております。

この制度があるということ自体が、皆さんの安心につながるわけですので、ぜひ大玉村でも実現していただきたい。やはり、聞こえないということは大変な問題です。40代、50代から加齢という域に入っていくって、聞こえる音域がだんだん狭まってきて、最終的には聞こえにくくなるということのようですので、補助制度をつくっていただいて、そういうものがあるんだという安心を皆さんにお示しいただきたいというふうに思っています。

さらに、この難聴の問題ですが、この40代から50代、その年齢から進んでいく

わけですが、実際、本当に聞こえなくなるまで進まないと分からないという現実がございます。難聴の度合い、自分がどのくらい聞こえないのか、実際はどのくらいのレベルなのかというのが、なかなか分かりづらい部分の症状なのかなというふうに思っています。この補聴器が欲しいのか、要らないのか。補聴器をしっかりとつけることで難聴そのものも治るわけではないですが、そのままレベルを維持できるというお話もございますので、この難聴の度合い、補聴器の必要性、これらを知るためにも高齢者の健診に聴力検査というのが重要ではないかというふうに思っています。できないのかどうか、検討する考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

聴力検査につきましては、総合健診の中で必須項目というのには、ないような状況でございます。また、音を遮断する部屋、その防音設備も必要としますので、医療機関等における設備の整備状況、そういったところも勘案しながら検討していきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 聴力検査は確かに特別な部屋、遮音する部屋がないと難しい調査でありますので、医療機関ともよく相談をしていただいて、ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

安達医師会の医療機関の中で聴力検査ができるということになれば、ほかの自治体の健診にも波及できるのかなというふうにも思いますので、ぜひ大玉村が先陣を切って取り組んでいただきたいというふうに思います。

安心して日常生活を送るために、どのような支援が必要になるのか様々であります。今できていることが永遠にできるわけではありません。5年後、10年後、さて何ができるのか、何が必要になるのか、地域社会のありようや生活環境の変化もありますし、様々な角度から調査をいただいて施策をつくり上げていくこと、これが大切だというふうに思います。行政の取り組みに期待をし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、8番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時といたします。

（午前10時44分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 10番須藤軍蔵君より通告がありました「マイナンバーカード取得状況と住民の健康情報策を守る村の対応について」ほか2件の質問を許します。

10番。

○10番（須藤軍蔵） 議長の下に、さきに通告いたしております質問を行います。

初めに、マイナカードの取得の状況あるいは住民の健康情報を守ると、こういう点でのマイナの対応について伺います。

（1）として質問しておきましたことについては、今議会の行政報告の中で、本年の4月末現在での累計は、総交付件数は6,135件となり、村民全体の取得率は70.2%だというような報告がありますので、その部分については結構であります。要するに、来年の秋までにとというようなことの中で、もう途方もない宣伝費と、それから言い方はどうも分かりませんが、物すごいまき餌といいますがポイントくれるからということ、それで喜んで来るわけだけでも、要するにそれ一体何に使うかということとは分からないのかなと思いますが、いずれにしてもそういう、それからもう一つ、地方自治体には、この普及率に、場合によってはこれは交付税の算定にしますよというようなことがお話をあったと思うんですね。そういうものについて、まさに、あめとむちといいますが、まき餌といいますが、そういうものによって、今の当然ながら村としては職員をはじめ、様々な取得をさせるための中身があったと思うんですね。

この前の議会でも私、尋ねたと思うんですけども、小さいお子さんの場合はどうなんですかと言ったら、それはお父さん、お母さんでしょうねという答弁がありましたね。じゃ、マイナカードもそうですかと言ったら、そうなる、当たり前だということだと思いますが、このマイナカードについては個人個人が一つ一つ持つということが制度上の中身であり、ここも既にはっきり言って矛盾になっているということが事実ですね。住民生活課長だったからか、お父さん、お母さんがもらうということになりますねという答弁があったと思いますね。そういうように、そのことによって今、様々なトラブルが実は発生しているわけがあります。

いずれにしても、私は、基本的にはこれは国の責任ですし、カード化すれば様々な利便性というものもあることも事実でありますから、それ全部ひっくるめて否定するものではありませんが、やはりもう少し立ち止まって、この様々な課題が、今日の新聞にも出ていたが、問題だというようなことが今ようやく言われてきましたが、既に、本当は実際あの時点で分かっている話ではあったわけなんですね。

そういう意味で、まず1つ目には交付税について、マイナカードの普及が交付税算定の一つの大きい材料になりますよというお話があったんですけども、本村にとってそういうことについての実態というものについて、まず、最初にお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

今のご質問で、マイナンバーカードの取得状況が交付税の反映があるのかというご質問だと思います。

令和4年度以前の交付税算定資料、これは総務課のほうで作成をしまして国に提出するわけでございますけれども、その算定資料の中におきましては、マイナンバーカ

一ドの取得状況の調査というものはございませんでした。

令和5年度の普通交付税算定の指針、資料等につきましては、今後7月に入りましてから国のほうから示される状況でございますので、現時点で、そういった調査が入るかどうかについては不明でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今の状況では、そういう点は分からないということだそうであります。そうかとは思いますが、いずれにしても、このカードの取得によつての様々な課題があるという、一番心配されるのはやっぱり今も議論されておりますが、保険証とのひもづけの関係。大変ある意味では便利、1つあれば様々な、国ではもっともっと別な分野にもいっぱい結びつけて使いたいということではありますが、保険についても一本化ではなくて、保険を担当する部署3か所も4か所も関わって1つのカードを仕上げるということでもありますので、当然、様々な間違つた情報というものも入ってくるというような状況。

一番心配されるのは、これは国の責任でありますけれども、誰の責任といつても、例えば保険を使った場合、当面は今すぐ窓口では保険がない、間違つて入力されれば保険がない状態ですね。じゃ、分かつた、それ間違つているから、後でよくやるから、取りあへずは全部銭払つてくださしよということになると思うんですね。村で全部銭、いや心配するな、村で全部出すから心配するなと言えれば簡単なんだけれども、これ大変な課題だと思つたんですね、そういう点。

それから、認知症の方の暗証番号の問題、それから施設に入っている方については、それぞれ保険証などは一括してお預かりをしているというのが多いと思うんですね。そういう場合の一人一人の保険証の管理、暗証番号、それから更新、様々な課題があるわけではありますが、そういうことに対しての対応というのがきちとなされないうままに、やっぱり進められてきたということでもありますので、こういう場合においてどうなんだいというのが一番の心配です。

村だって、俺の責任じゃないと言ふべし、国はちゃんとそういうきちと自分一人一人が申請して、私やりますからと申請したんだから、あなたの責任ですよと言ふかもしれないので、一体じゃどこでその保険になつたような状況の中で救済されていくのかということについて、村としてはどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、国が行政手続等における個人の識別、それをするための制度ということでございます。

行政機関の情報連携ということで、各種の行政手続の省略が可能になることから、国民にカードの作成を推進しているといったところでございます。

村としましては、国の進め方、それに沿つて進めていきたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今の答えでは、お答えになっていないですね。

私が聞いているのは、そういうトラブル、システムのトラブルとか、それから誤入力によっての、例えば無保険状態になったというときは一体どうすんだと。とっそく分かるまでの間、全部銭一括して10割払っててくださいということになるのか、そのことを聞いているんです。

今言わんとする指針、国の指針でそういうふうに進めたということは、それはもちろん分かります。それはそれとして大事なことから、全部否定するわけではありません。けれども、そういうとき、住民を守るのが、やっぱり最後の地方自治体の仕事ですから、そのときにどうすっぺなという話。今私一番心配していることを聞いているんです。村で守ってくれなければ、どこでも守ってくれないと思うんですね。とっそく分かるまで、おまえ払っておけば一番いいんだというけれども、払えるものくらいならば払っておける。1,000円くらい、500円くらいならね。

それを10割というのはなかなかね。今の保険さ、窓口で負担するやつは2割なり3割だけ。それを10割だから、それもいつまでなんだか分からないし、解決するまでかかるわけですから、それについてどうすんだという、村としてはどういうふうに考えていますかというお尋ねですので、もう一度お願いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

現時点では、そのような問題は大き玉に限っては発生していないというのが現状でございます。

今、ひもづけをどこでやっているのかちょっと職員に確認しましたが、保険事業者ということですので、保険事業者に責任があります。

村はどうするんだという場合は、速やかに、多分、その方は村に連絡をよこすと思います。ですから、本人が払う前に、村のほうでは医療機関と保険事業者と協議をして、解決をしたいと。個人には、これは制度の問題ですから、個人に負担をかけるということではできないというふうに思いますので、村のほうでしっかりと対応したいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そういうお答えをいただきましたかった。

やはり、これは大変な問題ですから、まさに地方自治体のゆりかごから墓場までの一つの一環とした中身でありますので、特に何回も言われているように、そういう利便性は大了なものだと思いますけれども、ただ、日程ありきの中でこれを進めてきたというところが問題だと思うので、やっぱり1回立ち止まってじっくりこの制度をよりよいものにしていくための、やっぱり国の在り方ということについても、それはそれなりに、その場所その場所で、自治体としても物を申していく必要があるんじゃない

いか。

先ほど来、話が出ていました、誰でも今度保育所などという話。これだってぼんと出てきて、先ほどお話あったように、現場でこれどうするんだ、自治体では対応どうするんだなんていうこと、全く分からない間にそのような話が出てきて、やれよとやっちゃった。

さっき言ったように、国でやることに基づいてやってまいりますと言うだけでは、とてもとてもこれは大変な問題なんで、そういう意味では、やっぱり国の事業であってもいいものはいいとは言いながらも、しっかりと検証しながらということで、国にも一度立ち止まってそういうものをきちっとしてやっていくべきだろうということについても、強く意見を申し上げていただきたいということをお願いをいたします。

次に、2つ目としては、農業機械関係の電動機械助成関係についてであります。

(1) (2) について質問をいたしたところでありますが、早速、担当のほうから資料を頂きました。丁寧な説明をいただいたので、この(1) (2)については質問を省略したいと思います。その中身としては、令和4年は刈払い機で87台だと、チェーンソー84台、噴霧器34台、ブロー30台、高圧洗浄機2台、トリマーというのが2台、ヘッジトリマーというのが1台、運搬車1台、ポールバリカンというのが1台、合わせて242台購入があったということでございまして、補助総額は743万幾らということで、大変な補助になっております。

令和5年についても、この6月5日時点で、刈払い機18台、チェーンソー4台だということで合わせて22台が、もう既に令和5年度において助成がなされているということで、84万何がしの助成があるということで、大変これは歓迎されています。というかヒットの政策だなというふうに、よかったなというふうに、そういう意味で感謝をしているところでありますが、令和4年度は11月頃から始まっていると思うんですね、たしか。それで、これだけの普及だからすごい数だなと思いますが、冬だったので、例えば私個人の場合で言うと、噴霧器買おうかなと思ったら、暖かくなってからでいいなと思って4月に申請したら噴霧器はないですよ、助成。

一部この事業について見直しをしました。こういう機械についての本来の事業が必要であろうというようなことで見直したんだというようなお話ですが、一体どうということについて見直しがされたのかということについて、まず最初にお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長(菊地利勝) 産業建設部長。

○産業建設部長(菅野昭裕) 10番議員さんにお答えをいたします。

電動機械導入支援事業につきましては、令和4年度につきまして、国の地方創生臨時交付金を財源といたしまして、バッテリー式の刈払い機、チェーンソー、噴霧器、ブロー、運搬車、その他を対象とした事業として補助率2分の1、上限5万円と設定して、今ほど議員さんご質問のような件数の補助があったところでございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症と社会情勢の変化、これに伴います燃料価格高騰の影響を受けております農業者事業者の影響の緩和という視点に加えまして、

CO<sub>2</sub>削減、あるいは住宅周辺での騒音の抑制というものを目的とした事業でございます。要綱には明記はしていませんでしたが、私どもとしては、エンジン式からの転換を図っていきたいという視点を入れてございました。

令和4年度におきましては、先ほどの件数でございますけれども、新たな機械の買い増しですとか、家庭用の庭木の剪定とそういったものに使われるのではないかと、いうふうな形の購入等も見られたものですから、令和5年度につきましては、農業者事業者支援という目的に沿いまして、なおかつエンジン式から転換する刈払い機とチェーンソーというふうな効果のあるものについて対象としたものでございまして、申請方法についても一部見直しを行ったところでございます。

補助率と補助の上限額については、4年度から変更いたしてございません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

そういう意味での一部見直しということについてのようであります、それはそれとして、そういう部分もあるなとは思いますが。

5月、4月かな、の全員協議会の場で、副村長さんがおいでになって、その旨も私尋ねたらそういうお話ありました。本来の助成の目的に沿って一部見直しをし、今後ともというようなことで、私が申し上げた噴霧器のことについても申し上げたら、噴霧器もそういうことも排除せずに十分にそれも含みながら、よりよいあるべき姿の方向について引き続き検討してまいります。

こういうようなお言葉があったかと思うんですけれども、私の認識ではそうなんですけれども、それは間違いないですね。だとするならば、私、本来の農業の補助の目的という観点からすれば、噴霧器なんか非常に本来の目的だと思うんですね。噴霧器の場合だと、例えば除草剤散布とそれから薬剤とか殺虫殺菌とは機械を全く別にしなくちゃならないですね。機械だって3万円くらいだから動力のものは高いけれども、今言った電動式にすれば騒音の関係、CO<sub>2</sub>の関係、その目的からすれば、当然バッテリー式ということで3万円くらいだから、「わが買ったらいいべ」と言えば、それまでなんだけれども。例えば3万円の半分だとそういう金額、そうすると5万円の補助よりも2人半か3人近く余計少ない金額で、多くの方の助成もできるということであれば、私、噴霧器、実に必要だ。

それから、今私、聞きちょっと間違ったかと思うんですが、農業者だけということですね、これは。家庭菜園とか何かは別物だということなのかどうか分かりませんが、いずれにしても、家庭菜園なり、あるいはちょっとした直売所なり、そうしたことに對する出荷している人の噴霧器について、まさに私から言わせると、地球にも優しくあるいはこの小さい機械、噴霧器でやる場合、女性の方も使うのが多いので女性にも優しくという、まさしく今いろいろと世間で言われている女性の問題も含めて、そういうものにむしろかなった、本来の目的にかなったというところに、まさにそこに行くのかなと思うんですけれども、確かに庭木の剪定とかあるいはそういうものという

のは、それはそれなりにやっぱり見直されてもしかるべきだと思いますが、ご相談くださいと書かれているのにかかわらず、ご相談よりもそれはないんだという話ではご相談ではない。

そこら辺の関係を含めて、やっぱり本来の在り方という点からすれば、噴霧器とか農業機械についてのというのはもっと種類があってもいいしというふうに思うんですけども、この一部見直しについての今後のさらなる充実という点からすれば、先ほど副村長の話も出しましたが、より農家の方にも還元されるというようなものについて、もっと充実させていくべきであろうというふうに思うわけでありましたが、この件についての考えを承りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

まず、令和5年度において、刈払い機とチェーンソーを対象といたしましたのは、先ほども答弁させていただきましたように、令和4年度の事業実績全体の7割以上を刈払い機とチェーンソーが占めていたという観点と、それからCO<sub>2</sub>削減、騒音を抑制するという観点から、より効果が高いのではないかとというふうに思料いたしまして、この2機種というふうにしたものでございます。

また、事業者農業者のみかということではありますが、現在でも、申請書に農業所得の申告をしているか、していないかのチェックを設けまして、農業者事業者につきましては、国の臨時創生交付金、こちらを対象として家庭用のものというもので該当すると判断されるものについては、村の単費を入れて補助をしているというふうな状況でございます。

今ほど噴霧器ということでお話ございましたけれども、実態を踏まえますと、噴霧器、比較的手動のものですとか、それから電池式というものもあるのではないかとということで、今回、刈払い機とチェーンソーというふうなそういうふうな設定をさせていただきました。

今後、こういったご要望等もよくお聞きしながら、今後の対象機種の拡大につきましては、本事業の目的に照らしながら検討させていただきたいと存じますが、年度途中でのこの方針変更というのは、また混乱を招くということもありますので、これらの要望とそれから財源、そういったものをよく検討しながら、この目的というものから検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それも、そういう年度途中での云々というのは、全くそれはそれだと思いますが、そういう要望もしっかり踏まえて、ぜひお願いしたいと思う。

先ほどは聞かなかったんですけども、財源的なものも見直しの中に、多分ぶっちゃけた話があるんだと思うのね。これ、何ぼでもかんぼでもトリマーだと言われても、正直困ってしまうと言えば困ってしまう。正直な話ね。

だから、それはそれで絞るといえるのはいいけれども、噴霧器は必要な。女性に優

しいという押山村政、これヒット商品になるので、ぜひいろいろ皆さんの要望も聞きながら歩いてみると分かりますから、そういう意味で、決して副村長もそういうご意見も排除しないで検討すると言ったわけですから、ぜひ新しい年度に向けては実施をされるように、特段にお願いはしていきたいと思えます。

次に、最後であります、さらに元気な大玉村ということで、何人かからもお話ありました。

大玉村の子どもの割合、県内1位だということで、去る5月5日の民友の記事の中にもあります。そういう意味で、国勢調査の調査がされなかったのも含めて、合わせて連続して5回トップになっているんだというようなことについて報道されました。これらについても、やはり大玉村が郡山、福島との関わりの中での立地している条件、あるいは村が行っている村民に対するあるいは造成する事業者に対するそうした施策、あるいは子育て支援の施策というものと相まって、やっぱり住民の協力もいただいていること、この3つのそうした条件の中で、これ全体が増えているのかなということで、まさに大変喜ばしい状況であるというふうには思えます。

そうはいつでもということ、今朝ほど人口増えているというか、いっぱい住宅増えているという地域、ぐるっとあちこち回ってきました。8区の一部、4区の部長家の周りとか、同級生近くにいるものだから2人、3人。物すごい。今入り口どこだか分からないくらい、そういう広く確かに増えて、それはそれでいいんですけども、やっぱりそれに伴うところの、やはり今回も出てきたようにインフラの問題とか、様々な課題もあるわけですが、いずれについても、子どもさんの比率が高いということで、やっぱり元気な証拠だと思うんですね。

それはそういうものをしっかりとやりながら、やっぱり基幹産業である農業をやっていくということをきちっとするということも含め、特に私、るるここに書きましたが、あえて具体的な動向でなくて、要するに最終的に農業、村づくりに対する理念的なものの質問です。

食との関係なども含めて、今、様々な世界的情勢も含め、日本の食と農が改めて問い直されている。我々も微力ながらそういう意味で、目の前のことをやらなくちゃということで、実は、先月みそ造りをしてみました。この間は豆も蒔きました。今度、小麦を買って、それを粉にして、何かつくろうかと。実際は、買ったより高いかもしれないですけども、やっぱりそういう意味での食をしっかりと守っていくということが大事であろうと。

当然、大きいところでは、農業の振興、センターを中心とした、それはもちろんそうありますが、それを取り巻く様々な角度、何かこういう形でなきゃ駄目だということではなくて、様々なやり方で、あれ昨日来もお話ありましたが、何か特定のやり方でなくなっていくということではないので、まして、テレビでやっているようなことについては、あれは単なるテレビのコマーシャルだからね。かえってそれによってどうこうなるなどということは、確かに大玉村が脚光を浴びたけれども、それは持続するものでもないし、しっかりとそこは見ていかないと。一過性のものでもありますから。

それだけでなくいつも言われているような枕言葉みたいな10年、20年後というようなことについての、そういうことを考えた場合は、しっかりした大玉村だけではできないんだという村長の話もありますが、村は村としてのできる条件というものを踏まえながら、それに対する取り組みというものが求められるんであろうというふうに思いますので、そこら辺についての見解を承りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

健康と食と、当然農業が中心として関わっているわけですので、子どもたちにとっては、学校給食が非常に栄養計算をされ、栄養教諭が配置されて、家庭でなかなかいい健康食、子どもの体にいいような食が取れないやっぱり実態もありますが、学校給食がそれを補っているというような実態もあります。これについては、しっかりとカロリー計算とか栄養計算をしながら実施をしているということがあります。

ただ、村全体の中で考えた場合には地産地消ということで、村のものを村の人たちが本当に循環して食べているかということ、なかなかそうもいかない。買って食べるというのが、やっぱり主流になっておりますので、その辺を含めて、これから地産地消、農畜連携みたいにかような回していくと、村内で回していく中で、そういう食、そしてそれを行政として健康をどういうふうに結びつけていくかと。大変壮大な農業とか、健康づくりとか、それから産業関係も含めて、流通を含めて大変大きなものになると思いますが、理想とするのは、やはり前々から言われている地産地消ということ。それも安全なものでなければなりませんので、その辺も含めて総合的に村としても考えていかなきゃいけないというふうには思っています。

小麦をつくる方がいないと、流通できるような規模のものがないというのも、やっぱり大玉で、これから進めていかなきゃならない部分かなというふうにも考えております。それから大豆ですね、豆、健康食としてのたんぱく質源としても非常に有効だということもありますので、そういうものも含めながら、総合的にやはり考えていかなきゃいけないなど。考えるだけではなくて、実践を含めてどうしていくかと。

そういうことも含めて、あまり過大な期待になっても困りますが、農業振興公社は、目的はそういうことも含めての総合的な農政ということも考えながら進めていくと。言うはやすしですが、実際、実現するためには、かなりの農業者、村民の皆さんの協力が必要になってくるというふうに考えていますので、目指すところはそこにあると思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ご答弁ありがとうございます。

そのとおりで簡単にはいかないと思うんです。やっぱり実践しながら一緒に考えていくということになろうかと思えます。

今のマイナカードから、それから機械の、それから農業、いろいろ質問しました。

いずれにしても、揺り籠から墓場まで、地方自治体の果たす役割、大変にあるわけ

でありますので、身近で役に立つ村だというふうにならないと、本当に住民に最も近い村ということにはならないと思うんですが、前回質問をいたしたところ、手すりをつけてもらいました。大変にずっと早く、大変一番早くできたのかなと思って、感謝しています。私個人的にも、大変に楽になりました。

質問したらやってもらったということがありますので、ぜひ様々なことについて可能なところから早く実現、様々な課題について取り組めるように強く求めて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第45号「大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、議案第46号「令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 日程第4、議案第47号「大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。8番。

○8番（武田悦子） 国民健康保険に加入している皆さんにとっては、大きな負担になっているわけですが、福島県内統一で運営をされて、保険料も統一されるということでございますが、この保険料統一に向けての道筋というのは、現在どのような段階になっていて、いつに統一される見通しなのか。そのときには大玉村の保険料というのは、どのような水準になる見通しなのか、伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えいたします。

今のスケジュールだと令和11年に県内の保険料が統一される予定と。これは先延ばし先延ばしです。最初はもっと早く、もうとっくになっているはずだったんですが、実態が各市町村ごとに、経済状態も人口規模も何も違うところで医療機関がある、ない、これを統一するのが難しさというのが当然ありますので、県のほうでも先送り先送り。ですから、その予定に、また行くかどうか分かりません。ただ、現時点では、そこでなされるものとして準備をしていかなきゃいけないと。

ただ、ここ数年、コロナの関係とか景気停滞もありましたので、保険料を引き上げるということが難しいという状況で、ある程度基金を崩しながら何とか上げないで平準化してきたというのが現実です。ですから、これをいつまでも続けることは難しいというように考えています。加入者も減っていますし、世帯数も減っていますので、なかなか財政基盤の弱い方々が国保の被保険者ということで、町部の商店街があったり、いろいろ財政力がある程度あるような規模の市とか町村とは違いますので、かなり厳しいなというように感じていますが、統一されれば、いきなり3割も5割も一挙に上がるというわけにもまいりませんので、ある程度少しずつは上げていかなきゃいけないのかなというふうに考えていますし、一般財源を投入したいというふうに考えても、現時点では投入できないという非常に矛盾した、我々からすると矛盾した制度がありますので、その辺も県のほうにも、関係機関にも訴えて、何とかできないのかと。一般財源の投入、特例でも何でもできないのかというようにすることは、一応、担当のほうにはその道はどこかにないのかということで指示はしていますが、そういう状況ですので、はっきりと11年までどういうふうに道筋をつけていきますというような、ちょっと今の状況では言えない状況で、毎年毎年何とか納税していただける水準にしているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございせんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第5、議案第48号「平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第6、議案第49号「大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第7、議案第50号「大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第8、議案第51号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

(午前11時45分)

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 日程第9、議案第52号「令和5年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） 19ページ一番上の③人工内耳用音声信号処理装置等購入補助金125万4,000円は何人分を想定しているのでしょうか。

次に、23ページ中段②ふるさと納税に要する経費、11役務費、12委託料、13使用料及び賃借料のそれぞれの金額は、いつからいつまでの分なのか。また、この自販機による寄附金は、大玉村ふるさと応援基金条例第4条にある用途指定はできるのでしょうか。できるとすれば、第3条のどの事業に充てられるのか。それとも、一般財源として使うのかどうかを確認いたします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 2番議員さんの質問にお答えいたします。

18ページから19ページにかけての3民生費、社会福祉費、2目障がい者福祉費の項目3障害者総合支援法に要する経費に計上されております人工内耳用音声信号処理装置等購入補助金、こちらの計上の内訳でございますけれども、まず人工内耳の体外機両耳分を1名分、さらには、それに使用します充電機、充電器、使い捨ての電池、これにつきましては、3名分の計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

23ページ中段の②ふるさと納税に要する経費、こちらの内訳でございます。

7の報償費に関しましては、こちらは、ふるさと納税協力者への報償、ふるさと納税をしてくれた方への返礼品の部分でございます。

11役務費に関しましては、手数料、こちら設置に関する手数料でございます。

また、12委託料でございます。ふるさと納税自販機運用等業務委託料、こちら寄附額の12.98%に係るものでございますが、こちらは事業委託会社との契約の中で、こちらを直接支払うのではなくて、寄附額の12.98%の中から、こちらを委託会社のほうに支払うものでございます。

13使用料及び賃借料に関しましては、ふるさと納税の自販機をそちらに置くいわゆる使用料、自販機の使用料でございます。こちら、寄附額の4.4%の中から捻出するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

この自販機によるふるさと納税の支出でございますが、通常の用途を指定できるものではなくて、現時点では、その用途を指定しないということで、現在進めているところでございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。4番。

○4番（本多保夫） 13ページ中段、国内外交流事業に要する経費で、旅費12万4,000円、普通旅費なんです、どういったとき使うのか、また委託料その下なんです、マチュピチュ村交流事業業務委託料とありますが、どういった業務がこれに該当してきているのか、その中身について、300万円ですが。

次に、21ページ、農業振興に要する共通経費で、備品購入費370万円。前に聞いたときは軽トラなどという話でしたが、もう少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

あと、これが軽トラだけならば、新古車であれば、新古車といっても5キロ、10キロ走っても新古車になるわけですし、大体100万円程度だったら軽トラは買えます。だから、その台数、軽トラだけなのか、そのほかにも見ているのか、詳細をお知らせ願いたいと思います。

その下、11役務費になりますか、⑥番の地域おこし協力隊、これに関しまして328万7,000円、全体でなっていますが、農業の活性化を目的に協力隊を募集して、地域農業の推進を図るとなっていますが、具体的に今現在、どのように活動しているのか、この詳細をお願いしたいと思います。

次に、27ページ、教育費なんです、これは大玉中学校、大山小学校、玉井幼稚園、大山幼稚園、各10万円ずつを備品購入費と、ぴったりした10万円なんです、どのようなものをそろえるのか。この10万円というぴったりした数字、すばらしいなと思うんですが、その内容についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

まず、13ページの国内外交流事業に要する経費の旅費12万4,000円の内容でございますが、こちらにつきましては、今年、日本とペルーが修交150周年を迎えます。その記念式典が8月下旬、もしくは9月初旬にあることから、こちらのほうへの招待が、村長等にある予定となっておりますので、それらに係る旅費、交通費等。あとは、本年度、マチュピチュ村長が来村するというのも予定でございますので、そういった関係で、在日のペルー大使館のほうとも、密に情報交換等する必要があることから、これらの旅費ということで12万4,000円計上させていただいております。

あと続きまして、同じ委託料300万円の内容でございますが、こちらにつきましては、委託料というのは旅行代理店のほうに業務委託契約を結んで、もろもろを手配等お願いする予定です。内容につきましては、例えば航空機のチケット、これはペルー国内ですとか日本国内、あとは宿泊費ですとか、あと日本国内の移動ですとか、そ

ういったもろもろを含んだ業務委託料となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 4番議員さんにお答えいたします。

21ページ、6農林水産業費の中の一番上の①農業振興に要する共通経費の中の17備品購入費の375万円でございます。

内容につきましては、議員さんおっしゃるとおり、軽トラックタイプ、軽のダンプタイプでございます。ダンプ単体でございますと、おおむね170万円程度という見積りも出てございますので、これ以外の経費につきましては、今後、農業振興公社が作業受託をするのに効果的な機械等、こちらについて、今後、公社と共に検討を進めている中で決めていきたいと思っております。

以上でございます。

すみません、答弁漏れしました。

新古車に関しての話でございましたが、もちろん新古車というものがございまして、それが新車と相違なく使えるものであるとすれば、検討の中に入れていきたいと思っております。

同じ囲みの⑥地域おこし協力隊（農業分野）に要する経費でございますが、こちらにつきましては、これから募集することに関する予算でございます。

今現在、協力隊はおりませんので、これから村で新規就農を目的に、3年後の就農目的とした地域おこし協力隊を募集するための経費でございます。

こちらに来た後には、農業振興公社を拠点に活動していただきまして、村の農政のほうを勉強していただいたり、あとは農業のほうを勉強していただいたりして、3年後の就農を目指すというものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 4番議員さんにお答えいたします。

27ページ、各学校、幼稚園の備品購入に関する予算の計上のご質問です。

今回、歳入のほうにも計上させていただきました学校教育寄附金ということで50万円の寄附を頂きました。学校関係で有効に使っていただきたいという申出もありましたことから、各学校、幼稚園で、均等に10万円ずつ備品購入のほうに予算計上させていただきました。他の予算とも合わせまして有効に活用させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 答弁漏れないですか。ほかにございませんか。3番。

○3番（菊地厚徳） 今お答えいただいた21ページの農業振興費のところ、その負担金で地域おこし協力隊、今年度いなくなっていて、これからの3年後の新規就農を目指して、新規募集という形の経費というふうにおっしゃったんですけれども、農業振興公社自体定着しないというか、新規就農に結びつかないという原因はどういう状況で

すか。農業振興公社で、これから研修を積むということなんですけれども、一つJAさんが農業の離農される方なんかを中心に、のれん分けという制度をしているということが取り上げられているんですけれども、その場合、募集で91件来て、今15件が研修中というような、そういう農業専門のところではあるんですけれども、地域おこし協力隊で、何か定着したところに結びつかない原因という、そういうものを把握していらっしゃるんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

今回、補正予算に計上させていただきましたのは、地域おこし協力隊、農業の活性化あるいは新規就農というふうなことを目的に、新たに募集するということでありまして、定着しないので再募集するという趣旨ではございません。あくまで、新たに地域おこし協力隊を募集して、村においでいただいて、農業振興公社を拠点として研修なり、それから村内の状況なり、こういったものを把握した上で、3年後の就農につないでいくという目的で行います新たな求人でございますので、そのための経費を計上させていただいたという内容でございます。

以上であります。

○3番（菊地厚徳） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 19ページの予備費で⑥の新型コロナウイルス接種に関する経費、522万9,000円となっているんですが、これは第6回、この後7回目というか、俺は6回やったんですが、7回目、多分9月か10月かなという話は聞いているんですが、人数にして何人くらいのこれ予算なんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 5番議員さんのご質問でございます19ページ下段にございます⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、こちらの予約相談業務の委託料を計上されてございますが、申し訳ありません、数字、人数等につきましては、ただいま手元に資料がございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。6番。

○6番（佐原佐百合） 13ページの中段で、①国内外交流事業に要する経費の中のこの委託料、マチュピチュ交流事業業務委託料、今回300万円。あと、当初にも上がっていたかと思うんですが、この交流の再開をするという目的は分かるんですけれども、今後、また来村する日がまだ決まっていないとは思いますが、国のお金を利用してということもあるんでしょうけれども、今後、また足りなくて増えていくようなことがあるのか。それと、交流することで大玉村の知名度は上がるのかなと思うんですが、村民にとって、その知名度が上がってこれだけの予算が使われて、村民に対しての何というのかな、メリットというか、がどういうところを村としては見込んでいるのか。

あと、私も実費でマチュピチュに行かせていただきましたけれども、やはり行っている方たちの中でも、このマチュピチュの交流をまだまだ知らない方がいらっしゃいます。ということは、村民の中にもまだまだ知らない方がいらっしゃるの、そういう方が理解するような説明というかは、今後どういうふうにしていくのか。

あと、大玉村では盛り上がっているかもしれないんですが、いつも疑問に思うのがマチュピチュ村の、今回いらっしゃる方というのは、どういう意識を持ってこちらにいらっしゃるのか。マチュピチュの村民の方はどうなのか。大玉村の子どもたちはマチュピチュのことを、与吉さんのことを調べたりしていますが、マチュピチュの子どもたちはどうなのか。その辺がちょっと気になる場所なので、分かる範囲で教えてください。

あともう一つ、その②台湾交流事業に要する経費、まだ詳細は決まっていないかとは思いますが195万円、今年度行ければいいなとは思っておりますが、今現在、分かる範囲の情報をお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

13ページ2. 1. 12①国内外交流事業に要する経費の委託料の関係でございますが、議員さんおっしゃるとおり、当初予算で500万円計上させていただいて、今回300万円増額というふうになってございます。

この理由につきましては、当初予算、昨年12月に要求しまして、概算で計上させていただいたということもございまして、当初予算の議決をいただいた後に、改めてマチュピチュ村のほうと日程の調整ですとか内容等相談して、来日後の交流内容が見えてきたことによりまして、旅行代理店から参考見積りを頂戴しました。そうしたところ、円安の影響、物価の高騰、燃料費の高騰等々によりまして、かなり想定していたよりも増額となりましたことから、今回300万円追加で計上させていただいております。今後は、この議決をいただいたらですが、この予算の範囲の中でやれることをやっていくというふうな考えでございます。

あと村民にとってのメリットでございますが、こちらに来ていただいた後に、各種団体の方々等々と交流を図るなどして住民参加型の国際交流を進めて、住民の方々の国際交流に対する理解を醸成していければというふうに考えております。交流を知らない人がいるということでございますが、これも来日前、後、ホームページですとか、村の広報、あとはテレビとか新聞等マスコミでも取り上げていただければと思いますので、そういったところで住民の方々に周知、PRできればいいなというふうに考えてございます。

あと、今回来られる方、マチュピチュの村長さん、副村長さん、あとは議員の方が2名、あとは通訳兼秘書のような方が1名ということで計5名でいらっしゃいます。

村長をはじめとして、村の要職に就いているの方々ですので、機会あるごとにマチュピチュ村のほうでも、今回、日本の大玉村に行くということで、周知していただいているのではないかと思いますので、そういったところで、もうマチュピチュ村のほう

にも大玉村の情報が伝わっているんじゃないかというふうに考えております。

あと、子どもたちにとってはということですが、ここ何年かマチュピチュ村の観光大使であります片山慈英士さんが、マチュピチュサンプラプロジェクトということで、毎年、ペルー、マチュピチュ村の子どもたちに、日本の折り紙ですとか文房具ですとかといったものをプレゼントしている活動、これを大玉村のほうで応援してございますが、こういったところでも日本の大玉村を知っていただけているんじゃないかというふうに考えてございます。

あと、今回のこの委託料ですが、県のほうに補助金を申請しまして、総事業費の4分の3以内ということで、五百数十万円の歳入を見込んでいるところでございます。

続きまして、②台湾交流事業に要する経費195万円ということですが、こちらも先ほど申し上げましたとおり、円安、燃料費高騰、物価高騰等々によりまして、チケット代ですとか、あとは台湾の滞在費等も高騰しておりますので、それに基づく金額の増加ということで、今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） マチュピチュ関係の答弁ありがとうございました。

私も行かせていただいたご縁で、ずっと毎日マチュピチュ村のフェイスブックであったり、あと慈英士さんとの交流をさせていただいております。どう見ても、なかなか日本のこと、大玉村のことというのが触れられていない気がします。

ちょうど、直接、慈英士さんのほうに、向こうの子どもたち、小学生、大玉村のことどのぐらい思っているのかなというお話ししたときに、返答が返ってきませんでした。

なので、だろうではなくて、今回やはりきちっと新たに交流を始めるのでしたら、向こうの状況、向こうで大玉村との交流をどの程度理解しているのか、その辺をきちっと確認をしていただきたいと思います。答弁はいいです。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。3番。

○3番（菊地厚徳） 20ページの農林水産業費で、1番目の林業振興費というところで67万6,000円というのは追加で乗せられているんですけども、あれでしょうか、林業のほうで、例えば実際、今農業が中心にやって、林業はこれからというお考えになるんでしょうけれども、村でいぐねが伐採されたりとか、いろいろな伐採作業が進んだりしてもおりますけれども、この林業についてはあれでしょうか、県の林業の研修センターというのがありまして、そちらのほうで人材育成、ちょうど今年、卒業生が14名ですかね、出てきたわけですけども、村でそういう新しく林業に携わるような方々にアプローチしているような企業さん、安田林業さんとかありますけれども、そういうようなところで林業発展に何か一つ、1歩でも2歩でも踏み出すような方向性というのは取られているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 3番議員さんにお答えいたします。

21ページが一番下の林業の振興に要する経費でございますが、こちらは本年度、調査、測量、設計等を行う際の人件費等が増えているための増額補正でございます。

あとご質問内容の中で、林業事業者に対する補助ということでございますが、村が単独で何かをしているということにはございませんが、県全体としまして、そういった協議会等開催しまして、市町村行政、あと林業事業主体、そちらと定期的にこちら会合を持ちまして、またおっしゃるとおり、林業研修センターにおきまして、定期的に市町村職員の対象または林業事業主体の対象とした研修を行っておりまして、育成に力を入れているところでございます。

以上でございます。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8番。

○8番（武田悦子） 13ページの総務費の中の諸費、防犯カメラ設置補助金、個人住宅への補助ということでございますが、支援の内容、具体的な中身をお聞きします。

次、17ページ、民生費⑨電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する経費で、非課税世帯を対象に給付金を支給する。これは現金給付ということでよろしいのでしょうか。お聞きします。

次、19ページの衛生費の中の予防費、妊産婦健康管理に要する経費、不妊治療支援事業助成金、県の事業の上乗せということですが、具体的な中身をお聞きいたします。

23ページ、商工費の中の観光費で、ふるさと納税自動販売機について、プレー費とかその場で使えるものが返礼品だというふうにはお聞きしましたが、具体的に、自動販売機でどういうふうにしたらふるさと納税ができるのか、ちょっと何ていうんですか、いろいろふるさと納税をしたら証明書が送られてくるのをいろいろとありますけれども、どういうふうな形で、この自動販売機を活用するとできるのかお聞きしたいと思います。

その下段、アットホームおおたまの経営コンサルの業務委託、現状分析経営戦略の策定につなげるためということですが、具体的にどのような中身で経営分析なり、現状分析をされていくのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

13ページ2. 1. 10諸費、こちらの防犯カメラ等設置補助金についてでございます。こちらの内容についてのご質問でございました。

こちらは実は、ご存知のとおり、村内、住宅が大分増えてきてございます。犯罪の方もちょっと増えていまして、過去3年間、事件が30件弱出てきております。そんな中で、個人の自主的な防犯活動の支援及び安心・安全の村づくりのために、防犯カメラ等を個人で設置する場合の個人に対して、要綱に基づき補助金を交付するもので

ございます。

なお、対象となる経費でございますが、防犯カメラ及び録画装置配線工事などということで、こちら設置費用の2分の1以内で、上限5万円としております。なるべく多くの村民の皆さんに補助を受けていただくために、1世帯当たり1回までとさせていただきます。

ただ、複数世帯いた場合等は、1つの建物という形の管理にしたいとは考えてございます。予算の方は5万円の10世帯分で50万円を予算計上してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 8番議員さんにお答えをいたします。

17ページ民生費、社会福祉総務費の事項⑨電力・ガス・食料品等価額高騰重点支援給付金に要する経費、こちらに係る給付の方法でございますけれども、こちらは昨年度同様、議員さんおっしゃるとおり、現金給付を予定してございます。

次に、次のページ19ページの下段のほうにございます衛生費、2予防費、事項②の妊産婦健康管理に要する経費に計上されております、不妊治療支援事業助成金でございますが、こちらの助成内容について詳しくというご質問でございます。

こちらにつきましては、先進医療など医療保険の適用とならない不妊治療、それから不妊検査にかかる費用の一部を議員さんおっしゃるとおり、今年4月から県が一部を助成するという事業を始めました。

そこで、村のほうでも県の助成額を限度に、費用の差額を上乗せするという助成をするものでございます。助成額につきましては、治療の内容によって10万円から30万円と上限となっております。また、検査の費用につきましては、3万円を上限という形でなっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

23ページ、ふるさと納税の自販機の仕組みでございますけれども、これにつきましては、寄附をしようとする方は運転免許証等々によって本人確認をまずしていただきます。現金は取り扱いませんので、クレジットカードのみの取扱いになります。これは、現金を取り扱いますと、どうしてもそのための人が必要になりますので、クレジットカードのみの決済ということになりまして、その確認によって3割の利用券が、その場で交付されるという内容でございます。

現在、返礼品の上限が3割ですので、1万円を寄附すればその場で3,000円の返礼品が、返礼品相当額の利用券が交付されるということになります。オンラインでつながっておりますので、それらのデータを基に、後ほどその寄附をされた方に納税証明が送付され、それで申告時に所得の控除を受けるというふうな仕組みでございます。

それから、アットホームの委託料でございますけれども、これにつきましては、先

日の勉強会においても、経営コンサルタントを入れて経営分析をしていくんだということでお話をさせていただきました。

これにつきましては、まず現状を分析して、その上で運営内容の検討あるいは人員の計画、資金財務の計画というふうなところで、分析に基づいた今後の進め方、こういったものについて経営コンサルタントの分析、それから計画をお願いするというふうなものでございます。

当然、コンサルタントのみのものではなくて、その間に議会の皆様に対するご説明であったり、それから運営協議会等々において協議というふうなことも、当然視野に入れながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 今のアットホームの件ですが、経営分析なり何なりをして、運営協議会になり、議会になり、いろいろ説明をいただいて、最終的にいつぐらいまでにその経営改善策に取り組むのかという見通しを持っていらっしゃると思うんですけれども、それはいつ頃になる予定でしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） この経営の改善についての取り組みでございますけれども、全て全部がそこに取り組んでいけるかということになりますと、その内容にもよりますが、すぐに着手できるものからということであれば、速やかにということもありますし、それからある程度のものについては、来年度のアットホームの運営計画にしっかりと言い続けながら、それらに向けて協議等も進めてまいらなくてはならないというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 土木費の25ページの都市計画の管理事務に要する経費、これ1,367万8,000円計上されているんですが、旅費178万円、この委託料というのは立地適正化計画策定業務委託、これはどういう内容なんだかお知らせ願いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5番議員さんにお答えいたします。

25ページ、立地適正化計画策定業務委託料のご質問でございます。

今年3月に策定しました村の都市計画マスタープランの内容を具現化していくため、実行計画となります立地適正化計画を今回策定していくといったものでございます。都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めたものでありまして、それ自体に実現手段は備わっておりません。一方で、この立地適正化計画は、都市機能の誘導施設を定めることでまちづくりの実現を目指す計画となりますから、ある意味、時間軸を持ったアクションプランともなりますし、また、誘導施設の整備に当たっては、国の財政的支援を期待できるといったものでございます。

簡単に言いますと、都市計画マスタープランの高度化版の計画をつくるといったものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） よろしいですか。ほかに、10番。

○10番（須藤軍蔵） 24ページの河川総務費関係で、委託料が河川の浄化、これはどこの川で、2万円のできる委託というのは、どのような事業なのか、行っただけで終わりか。そこら辺。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 10番議員さんにお答えいたします。

25ページ、河川管理に要する経費2万円の計上の質問でございます。

こちら、毎年県から受託しまして、河川浄化業務事業というのを実施してございます。今年度当初予算、国からの支出金として74万2,000円を見越しておりましたが、内示が出まして76万2,000円の内示結果となったということから、これは増額、2万円の増額計上でございます。

杉田川、百日川、安達太良川の除草を行うといったものでございます。

県支出金、県費をこの事業に際しては、県費で全額賄うといったもので2万円の当初予算からの増額計上でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第53号「令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。8番。

○8番（武田悦子） 国民健康保険の財政がかなり厳しいのは十分承知しておりますが、現在、基金の残高は幾らだったでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8番議員さんの質問にお答えいたします。

基金の残高でございますが、6月1日現在の残高ということで3,438万1,083円でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第11、議案第54号「令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第12、議案第55号「令和5年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。4番。

○4番（本多保夫） 水道ということで一つお聞きしたいんですが、970万円の補正に

なっています。この拡張整備費、工事請負費なのですが、場所または内容、その辺の詳細をお聞きしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 4番議員さんにお答えいたします。

51ページ、970万円の工事請負費の内容、場所等のご質問だと思います。

場所といたしましては、第19回工事は大山小学校グラウンド脇、神原田・馬尽線を田んぼ通りに向かって、信号交差点を直進し、町宮ノ前線にぶつかる丁字路が起点になります。そこから左側、岳街道のほうに曲がります。県道本宮・土湯温泉線、岳街道の信号交差点を直進いたしまして、役場方向に坂になって下りた辺りまでの延長約273メートル、300メートル近くの延長になるのかなと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第13、議案第56号「大玉村農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第14、請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査の結果の報告を求めます。10番。

○総務文教常任委員会委員長(須藤軍蔵) 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月15日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を審査するため、6月15日午後1時30分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため教育総務課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について、慎重審議の上、採決を行った結果、賛成多数をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果を報告いたします。

令和5年6月20日

総務文教常任委員会委員長 須藤 軍 蔵

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(菊地利勝) ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。4番。

○4番(本多保夫) 1点だけお伺いします。

賛成多数とありますが、全員一致でなく反対者もいたという捉え方でよいのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長(菊地利勝) 10番。

○総務文教常任委員会委員長(須藤軍蔵) 審議の中では、いろいろ自由にご発言をいただいて、様々なご意見もいただきました。そういう中身もありましたということの中身でございます。

なお、もう少し申し上げますと、10年以上もたって、一定程度様々な援助もされてきて、なかなかそういうものについても一定の改善がされたんじゃないかというよ

うな方向で、そろそろ一つのけじめというのもあってはどうかというようなご意見もあつたということでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」の採決をいたします。

本請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第15、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。10番。

○総務文教常任委員会委員長（須藤軍蔵） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月15日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」を審査するため、6月15日午後2時より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため総務部長兼総務課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」について、慎重審査の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対して意見書を提出することを決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果を報告いたします。

令和5年6月20日

総務文教常任委員会委員長 須藤 軍蔵

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地利勝） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」の採決いたします。  
本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 次に、追加議事日程を配付いたします。(追加議事日程 配付)

配付漏れございませんか。(なし)

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第3号「大玉村議会委員会条例の一部を改正する条例について」、議員発議第4号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」、議員発議第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」及び議員発議第6号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」が、提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第3号「大玉村議会委員会条例の一部を改正する条例について」、議員発議第4号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」、議員発議第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」及び議員発議第6号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、議員発議第3号から議員発議第6号までを、それぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 追加日程第1、議員発議第3号「大玉村議会委員会条例の一部を改正する条例について」及び追加日程第2、議員発議第4号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」は関連がありますので、一括上程したいと思います。

議員発議第3号「大玉村議会委員会条例の一部を改正する条例について」及び議員発議第4号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」、提出者の趣旨説明を求めます。7番。

○7番（鈴木康広） 7番、鈴木康広です。

ただいま配付いたしました2つの議員発議を一括して提出いたします。

議員発議第3号「大玉村議会委員会条例の一部を改正する条例について」

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和5年6月20日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 鈴木 康 広

賛成者 大玉村議会議員 武 田 悦 子

それでは趣旨を説明いたします。

次ページをお開きください。

本案につきましては、災害の発生、感染症のまん延防止措置等または育児介護等のやむを得ない事由により、委員会を開催する場所への委員の参集が困難であると委員長が認める場合には、オンライン会議より委員会の会議に出席することを認め、かつ委員が出席委員として会議に参加できるようにするため改正するものであります。

第12条の2につきましては、開会の特例として、オンライン会議による委員会の改正について定めるものであります。

第13条第2項につきましては、委員長の許可を得てオンライン会議により委員会に出席した委員は、出席委員とすることを定めるものであります。

第17条第1項ただし書につきましては、オンライン会議は秘密会とすることができないことを定めるものであります。

議員発議第3号の趣旨を申し上げます。

次に、議員発議第4号をお開きください。

議員発議第4号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和5年6月20日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 鈴木 康 広

賛成者 大玉村議会議員 武 田 悦 子

それでは趣旨説明をいたします。

本案につきましては、オンライン会議による委員会の開催に関する大玉村議会委員会条例の改正に伴い、大玉村議会会議規則を改正するものであります。

第65条の2第1項につきましては、大玉村議会委員会条例に基づく開会の特例として、オンライン会議による委員会の開催について定めるものであります。

第65条の2第2項及び第81条第3項につきましては、オンライン会議の運営、表決の方法、その他の必要な事項は議長が別に定めるものとするものであります。

以上のとおり、趣旨説明を申し上げます。

何とぞご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 議員発議第3号及び議員発議第4号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

追加日程第1、議員発議第3号「大玉村議会委員会条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議員発議第4号「大玉村議会会議規則の一部を改正する規則について」採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第3、議員発議第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。2番。

○2番（渡邊啓子） 議員発議第5号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月20日

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

提出者 大玉村議会議員 渡邊啓子

賛成者 大玉村議会議員 佐原佐百合

提出先 復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から12年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和5年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、8億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援学校（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免等などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取り組みが進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和4年4月1日時点で約4千9百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和6年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があるため、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

#### 記

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を

保障するため、令和6年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和5年6月20日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊地利勝

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（菊地利勝） 議員発議第5号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第5号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第4、議員発議第6号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番。

○1番（斎藤信一） 議員発議第6号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月20日

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

提出者 大玉村議会議員 斎藤信一

賛成者 大玉村議会議員 佐原佐百合

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣  
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）  
地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取り組み、あるいは行政デジタル化推進など極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地方公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にあるなか、急激な物価高騰で急増する多様な社会保障ニーズへの対応など、新しい課題にも取り組む必要があります。

これらに対応するため地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、

2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、物価高騰等も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。

6. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保証すること。特に、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、

地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月20日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊 地 利 勝

○議長（菊地利勝） 議員発議第6号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第6号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和5年第3回大玉村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（午後2時50分）